

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産スナップエンドウ)

平成22年度輸入食品等モニタリング計画については、平成22年3月30日付け食安輸発第0330第2号（最終改正：平成22年4月20日付け食安輸発0420第1号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、ベトナム産生鮮スナップエンドウにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第1の2及び別表1の3に下記（別表第1の2については輸出者（製造者）の欄を除く。）を追加しますので、御承知の上、関係業者等への周知等よろしくお願ひします。

なお、TAIWAN AGRILINK., INC. が包装又は輸出した下記の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、シペルメトリンに係る自主検査の実施を指導するようお願ひします。

記

検査強化日	対象国	対象品目	検査項目	輸出者（製造者）
平成22年4月30日	ベトナム	未成熟えんどう（さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬 (シペルメトリン)	TAIWAN AGRILINK., INC.

(参 考)

- 品 名：生鮮スナップエンドウ
- 生産国：ベトナム
- 輸出者：TAIWAN AGRILINK., INC.
- 検査結果：シペルメトリン 0.08ppm（基準値：0.05ppm）
- 検 疫 所：東京検疫所（届出受付番号：第24032357001号1欄）
- 輸 入 者：株式会社 林氏国際